

環自野発第 1809146 号
平成 30 年 9 月 14 日

一般社団法人
大日本猟友会 会長 殿

環境省自然環境局
野生生物課長
(公 印 省 略)

岐阜県における豚コレラ発生に伴う野生動物の感染確認検査の実施に係る
検体採材等への協力依頼について

鳥獣行政の推進につきましては、日頃より協力を頂き感謝いたします。

岐阜県における豚コレラ発生に伴う野生動物の感染確認検査の実施について、
別添のとおり農林水産省より都道府県畜産主務部長へ通知されたことをご連絡
します。

通知には、猟友会等の関係者への協力を要請する旨の記載があるため、今後、
必要に応じて各都道府県鳥獣行政担当部局より依頼があることについてご承知
いただくとともに、検査の実施への協力についてご理解・ご協力のほど何卒よ
ろしくお願い申し上げます。

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

岐阜県における豚コレラ発生に伴う野生動物の感染確認検査の実施について

岐阜県において、9月9日に豚コレラの発生が確認されたことを踏まえ、豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成25年6月26日農林水産大臣公表）に基づき、野生いのしし群に対する感染確認検査を実施したところ、発生農場から半径10kmの範囲内で確保された死亡いのししから、豚コレラを否定できない結果（蛍光抗体法：陰性、遺伝子検査（PCR検査及び制限酵素による簡易判別）：陽性）が出たことから、野生生物担当部局とも連携のもと、緊急に野生いのししにおける本病の浸潤状況を確認する必要があります。

つきましては、当面の間、野生いのししを確保等した場合の確認検査、養豚農場への野生動物等からの病原体の侵入防止の徹底について、下記のとおりとしますので、遺漏ないよう対応方御願いたします。

記

1. 野生いのしし群における本病の浸潤状況確認

(1) 浸潤状況確認検査

ア 貴県内において、死亡した野生いのししについて、原則として抗原検査及び血清抗体検査を実施するための検体を採材する。

このため、都道府県の家畜衛生担当部局は野生生物担当部局に対し、死亡した野生いのししを発見した場合には、家畜衛生担当部局に連絡することについて猟友会等の関係者への協力を要請するよう依頼するとともに、これら野生いのししからの検体の採材に協力するよう依頼する。

イ 都道府県の家畜衛生担当部局は、採材した検体について、原則として抗原検査及び血清抗体検査を実施する。

(2) 確認場所の消毒等

都道府県の家畜衛生担当部局は、関係機関・団体の協力を得て、死亡した

野生いのししの確認検査を実施し、その結果が豚コレラを否定できない場合、当該野生いのししを確保した地点の消毒、必要に応じた通行の制限又は遮断を行う。

2. 野生動物等からの病原体の侵入防止の徹底

(1) 防疫対策の再徹底

消毒による人・車両等を介したウイルスの侵入防止対策、飼養豚の毎日の健康観察による異常豚の早期発見・早期通報、肉及びに肉製品を含み又は含む可能性のある食品残さの適正使用や死亡豚と野生動物との接触防止、家畜が死亡した際は処理するまでの間、野生動物に荒らされないように保管する等の飼養衛生管理基準の遵守の徹底について、確認・指導を再徹底する。

さらに、防疫指針第4の1に規定する豚の飼養者からの異常豚の発見の通報を受けた場合には、万が一の際の防疫対応に係る準備・調整を円滑に行うため、その情報を直ちに当局動物衛生課に報告するなど、迅速かつ的確に初動対応を実施する。

(2) 飼養豚での発生を早期に摘発するための対策

ア 都道府県の家畜衛生担当部局は、死亡した野生いのししの確認検査を実施し、その結果が豚コレラを否定できない場合、当該野生いのししを確保した地点を中心とした半径10キロメートル以内の区域の全ての豚（いのししを含む。以下同じ。）の飼養農場に対する立入検査を行い、死亡豚やひね豚の増加等の異状の有無を確認する。また、必要に応じて病性鑑定を実施するための検体を採材し、原則として抗原検査及び血清抗体検査を実施する。

イ 都道府県の家畜衛生担当部局は、当該野生いのししを確保した地点を中心とした半径10キロメートル以内の区域の全ての豚飼養農場に対し、1.(2)の消毒終了後少なくとも28日間、飼養豚の死亡状況等の報告を定期的に求める。

以上